

三春町ネーミングライツ事業命名権者募集要項

1 ネーミングライツ事業導入の目的

ネーミングライツ事業は、三春町ネーミングライツ事業実施要綱（令和5年三春町告示第82号）（以下「要綱」という。）に基づき、企業等が町の所有する施設に、愛称として企業名等を付与し、当該企業等（以下「命名権者」という。）から町に一定の対価（以下「命名権料」という。）をお支払いいただき、より良い地域・社会づくりに参加・貢献いただくものです。

いただいた命名権料は、施設の運営及び維持管理等に充てることで、持続可能な維持管理を行い、町民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 対象施設の概要

No.	施設名	所在地
1	三春町営野球場	三春町大字貝山字泉沢 100 番地
2	三春町営運動場	
3	三春町営テニスコート	

3 ネーミングライツの範囲

対象施設の「愛称」として、企業名等を付けることができます。

ただし、条例で定める施設名称の変更を行うものではありません。

愛称の付与にあたっては、「4 愛称の条件」についてご注意ください。また、契約期間中の愛称変更はできません。

4 愛称の条件

公共施設にふさわしい愛称として、親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさなど、町民の理解が得られるものとしします。また、公共の施設の愛称として不適切なものは使用を認めないこととしします。

使用できない愛称は次のとおりです。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動に関するもの
- (4) 宗教活動に関するもの
- (5) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (6) 個人の名刺広告に関するもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 射幸心をそそるもの（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）

- (11) 町政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (12) たばこの販売促進に関するもの
- (13) 企業等のロゴ及び特殊な字体を使用したもの
- (14) 競馬法(昭和 23 年法律第 158 号)に規定する競馬、自転車競技法(昭和 23 年法律第 209 号)に規定する自転車競走、モーターボート競走法(昭和 26 年法律第 242 号)に規定するモーターボート競走及び小型自動車競走法(昭和 25 年法律第 208 号)に規定する小型自動車競走に係るもの
- (15) その他町長が表記する愛称として適当でないと認めるもの

5 命名権の付与期間及び命名権料

No.	施設名	命名権付与期間	命名権料	備考
1	三春町営野球場	命名権契約に定められた日から令和 11 年 3 月 31 日まで	月額 5 万円以上 (税抜)	更新時には優先交渉権を有します。
2	三春町営運動場	命名権契約に定められた日から令和 11 年 3 月 31 日まで	月額 5 万円以上 (税抜)	更新時には優先交渉権を有します。
3	三春町営テニスコート	命名権契約に定められた日から令和 11 年 3 月 31 日まで	月額 3 万円以上 (税抜)	更新時には優先交渉権を有します。

- (1) 本契約締結後、契約者がやむを得ない理由により契約期間満了前に契約を辞退する場合は、町長が辞退を承認した日をもって契約を終了するものとする。この場合、納付済みの命名権料のうち、辞退日の翌月以降の未経過期間に相当する金額を 1 か月単位で算定し、契約者に返還する。

6 愛称の使用開始日

命名権契約に定められた日から

7 命名権料の支払

町が指定する日までに当該年度分を一括して町が指定する口座へ振り込んでいただきます。

8 応募資格

法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人（以下「事業者等」という。）のうち、Ⅰ及びⅡの条件を満たすものとしします。

Ⅰ 応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第

225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者

- (3) 町から指名停止措置を受けている者
- (4) 町税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく町に対する債務を履行していない者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教団体
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業を営む者
- (8) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営む者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)
- (9) 三春町暴力団排除条例(平成24年三春町条例第21号)第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団及び暴力団員等
- (10) 暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している法人等又は団体
- (11) 自己、その属する法人等若しくは法人等以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (12) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (13) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (14) 指定管理者制度導入施設にあつては、命名権導入時点の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行う者。ただし、命名権導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く。
- (15) その他町長が適当でないと認める者
(例:福島県屋外広告物条例(昭和61年福島県条例第23号)の規定を遵守していない者等)

II 団体の場合は、団体を構成するすべての法人等が前項の応募資格を有すること。

9 応募方法

書類の提出は、持参又は郵送で行ってください。(提出書類等については、三春町ホームページからダウンロードできます。)

- (1) 提出書類
ネーミングライツ事業実施申込書(別記様式第1号)
- (2) 添付書類
ア 法人等の概要を記載した書類

- イ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ウ 法人の登記事項証明書
- エ 直近 1 事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- オ 法人税、法人事業税、法人住民税の納税証明書(直近 1 年間)
- カ その他町長が必要と認めるもの
 - ・様式 1 (別表)「地域貢献活動評価」

(3) 募集期間

随時受付いたします。

(4) 提出先

〒963-7796

福島県田村郡三春町字大町 1 - 2

三春町財務課 電話 0247-62-2132

1 0 質問

募集要項に関して質疑がある場合は、ネーミングライツ事業についての質問票(任意様式)を提出してください。提出は、郵送、持参、FAX又はEメールで行うことができます。なお、口頭による質問は受け付けません。

(1) 受付期間

随時受付いたします。

(2) 提出方法

郵送の場合 : 9 応募方法(4)提出先を参照

FAXの場合 : 0247-61-1111

メールの場合 : kanri@town.miharu.lg.jp

1 1 選定方法

- (1) 三春町ネーミングライツ審査委員会において次の事項を総合的に判断し、命名権者を決定します。なお、応募が 1 者だけの場合も、審査委員会において命名権者としてふさわしいか審査を行います。

審査項目	審査ポイント	配点
① 愛称案	町民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ、施設イメージとの整合性	30
② 命名権料	金額の妥当性、相対評価	50
③ 命名権者としての適格性	(ア) 地域貢献活動・10点 (イ) 経営の安定性・5点 (ウ) 町内事業者・5点	20

- (2) 審査の結果、合計点が 7 割に満たない場合は、失格とします。

1.2 選定結果

選定の結果は、全ての応募者に文書で通知します。

1.3 契約の締結

契約前に最終的な協議を行い、町と命名権者との間で契約を締結します。
また、契約が締結された場合は、決定した愛称、命名権者となった事業者等、命名権料等を公表します。

1.4 命名権者による愛称の掲出

(1) 愛称の掲出が可能な場所

No.	施設等	掲出場所
1	三春町営野球場	三春町営野球場敷地内の全ての場所とする。(ただし、競技上、安全上及び施設の管理運営並びに施設の構造上不適切な箇所を除く。)
2	三春町営運動場	三春町営運動場の防災避難施設管理棟出入口付近を除く敷地内とする。(ただし、競技上、安全上及び施設の管理運営並びに施設の構造上不適切な箇所を除く。)
3	三春町営テニスコート	三春町営テニスコート敷地内の全ての場所とする。(ただし、競技上、安全上及び施設の管理運営並びに施設の構造上不適切な箇所を除く。)

- ・愛称を掲出する場所及び配色等については、事前に協議させていただきます。
- ・愛称を掲出する際に企業の広告の類は使用できません。
- ・上記以外の掲出、道路案内サインについては、個別に協議させていただきます。

(2) 費用負担

愛称の掲出に伴う費用負担については、下表のとおりとします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、命名権者の費用負担については、命名権料とは別に負担していただきます。

内容	費用負担者
施設の表示変更及び新設、案内表示の変更 周辺道路の施設案内標識の表示変更及び新設	命名権者

1.5 契約の解除

契約締結後、命名権者が応募資格を欠くこととなったとき、社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、その他命名権者としてすることが適当でないと認められるときは、町は契約の解除をすることができます。

この契約解除に伴う原状回復等に必要な費用は、命名権者が負担します。
なお、契約を解除した場合、既に納入された命名権料は返還しません。

1.6 その他

- (1) 応募にあたっての負担は、全て応募者の負担となります。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の責任は、命名権者が負います。

1.7 問い合わせ先

三春町財務課

福島県田村郡三春町字大町1-2

TEL0247-62-2132

※愛称の掲出が出来ない場所の例示

1 三春町営野球場

- ・センター場外の中心線から左右15メートルのエリア
- ・フェンスから3メートル以内のエリア
- ・場外の管理用通路部分

2 三春町営運動場

- ・場外の管理用通路部分
- ・防災避難施設管理棟出入口付近
- ・競技に影響を及ぼす恐れがある場所

3 三春町営テニスコート

- ・競技に影響を及ぼす恐れがある場所